

平成 27 年 12 月 22 日
学 長 裁 定
改正 平成 28 年 5 月 10 日
改正 平成 30 年 7 月 31 日

「学生の災害ボランティア活動への教務関係対応方針」の対象とする災害について

「学生の災害ボランティア活動への教務関係対応方針」(平成 27 年 12 月 3 日大学教育推進委員会承認)「2. 授業における取り扱い」の「公欠」の対象とする災害は、以下のとおりとする。

- ・東日本大震災（指定期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）
- ・熊本地震（指定期間：平成 28 年 4 月 27 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）
- ・平成 30 年 7 月豪雨（指定期間：平成 30 年 7 月 17 日から平成 35 年 3 月 31 日まで）

参考

平成 27 年 12 月 3 日
大学教育推進委員会

学生の災害ボランティア活動への教務関係対応方針

「東日本大震災に伴う教務関係対応方針」及び「東日本大震災に伴う教務対応に関する特例」の廃止に伴い、平成 28 年 4 月 1 日から以下のとおり取り扱う。

1. 災害ボランティア活動を行う場合

災害ボランティア活動を行う、または災害ボランティア活動に参加する予定の学生は、キャリアセンターボランティア支援部門（学生ボランティア支援室）等に事前相談の上、所定の用紙に活動内容を記載した届出を、所属部局の教務担当係に提出するものとする。

2. 授業における取り扱い

災害ボランティア活動期間に授業が開講される場合は、上記の届出において、授業「公欠」の願い出をすることができる。ただし、「公欠」については、1 クォーター通算 1 週間を限度とし、災害ボランティア活動終了後に遅滞なく所属部局の教務担当係に、所定の活動報告書を提出し、当該の授業を実施する部局の教務委員会等が承認することで「公欠」として取り扱うことができるものとする(※)。なお、「公欠」の対象となる災害は、学長が指定した自然災害に限定する。また、この指定は災害発生時またはその他適切な時期に遡及させることができる。

※「公欠」として取り扱う場合、担当教員は補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等の修学上の配慮を行うものとする。

3. 災害ボランティア活動のために休学する場合

災害ボランティア活動のために、3 ヶ月以上休学を希望する場合は、本人の願い出により 1 年間を限度として休学を許可し、教学規則第 44 条第 1 項の期間又は同規則第 77 条の規定に基づき各研究科規則で定める休学の限度とする期間には含めないものとする。

上記による休学の始期が学期の途中であっても、休学期間に係る既納の授業料は免除し返還することができるものとする。

なお、休学の対象となる災害は、学長が指定した自然災害に限定する。また、この指定は災害発生時またはその他適切な時期に遡及させることができる。